

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例について  
相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例  
相模原市立ふれあい広場条例(昭和 63 年相模原市条例第 4 号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表相模原市立相模大野ふれあい広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市立相模大野ふれあい広場を廃止いたしたく提案するものである。

## 案内図



### 相模原市立相模大野ふれあい広場の概要

位 置	相模原市南区相模大野5丁目4108番12
面 積	2,024.08㎡
設 備	防球ネット、水道、園内灯等

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人  
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人  
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定め  
る条例(平成 24 年相模原市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ふじの里山クラブの項中「令和元年 7 月 1 日から令和 6  
年 6 月 30 日まで」を「令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで」に改め  
る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に特定非営利活動法人ふじの里山クラブに対して支出さ  
れた寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)第 13 条  
の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人  
ふじの里山クラブの項の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定  
を更新するため、当該寄附金を受け入れる期間に係る規定を改正いたしたく提案  
するものである。

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人  
等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる期間に係る規定の改正(別表関係)

特定非営利活動法人ふじの里山クラブの指定を更新し、同法人が控除対象となる寄附金を受け入れる期間を令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 7 月 1 日

(2) 経過措置

令和 6 年 7 月 1 日前に特定非営利活動法人ふじの里山クラブに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)における寄附金税額控除の対象に係る規定を適用する場合にあっては、改正前の同法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

議案第 6 7 号関係資料(その 2)

特定非営利活動法人ふじの里山クラブの概要

代 表 者	内藤 久子
主たる事務所の所在地	相模原市緑区小淵 1 6 8 9 番地 1
設 立 年 月 日	平成 2 2 年 1 2 月 1 日
役 員 数 等	役員 1 0 名(理事 9 名、監事 1 名) 正会員(個人) 2 7 名
目 的	広く一般市民に、昔ながらの里山の風景と文化を残している藤野地域に来ていただき、地域の人々と共に体験を行う事業を通して人と人との新しい交流を築くとともに、藤野地域の多様な資源などの有効活用を行い、「豊かな自然・芸術環境・産業振興」の調和を図ることで、地域の活性化に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 環境の保全を図る活動 (4) 子どもの健全育成を図る活動 (5) 経済活動の活性化を図る活動 (6) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 (1) 里山の普及啓発事業 (2) 各種体験教室及びイベントの開催及び支援 (3) 各種グループ及び団体とのネットワークづくり (4) 人材の育成、普及及び活用に係る事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

### 1 指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、令和5年12月15日から令和6年1月31日まで受付を行った(申出数 1法人)。

### 2 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、令和6年3月22日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

#### (1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者1名、税理士1名、中小企業診断士1名、弁護士1名) 計5名

#### (2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号)第9条第2項において準用する同条例第4条第1項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和6年3月22日にその旨の答申がされた。

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例  
 相模原市立学校体育施設使用料条例(平成 17 年相模原市条例第 163 号)の一部  
 を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改め、同条第 2 項に次のただし書  
 を加える。

ただし、別表第 5 に定める使用料は、使用の後に徴収する。

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5 (第 2 条関係)

学校名	附 属 設 備	使用単位	使用料
相模原市立田名小学校 相模原市立旭小学校 相模原市立鶴園小学校 相模原市立相陽中学校 相模原市立大野北中学校 相模原市立中野中学校	空 調 設 備	1 時間につき	950 円

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 20 日から施行する。

提案の理由

学校体育施設等開放事業において屋内運動場の空調設備の供用を開始することに伴い、使用料の徴収に係る規定の改正及び附属設備の使用料に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。



**相模原市立学校体育施設使用料条例の改正の概要**

**1 改正の内容**

**(1) 使用料の徴収に係る規定の改正(第 2 条関係)**

学校の屋内運動場の空調設備(以下「空調設備」という。)の使用料について、  
使用の後に徴収することとするもの

**(2) 附属設備の使用料に係る規定の追加(別表第 5 関係)**

空調設備の使用料について、1 時間につき 9 5 0 円とするもの

**2 施行期日**

令和 6 年 7 月 2 0 日

相模原市立高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例について  
相模原市立高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例  
相模原市立高齢者デイサービスセンター条例（平成 8 年相模原市条例第 23 号）  
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前における相模原市立高齢者デイサービスセンターの利用に係る料金の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例による。

提案の理由

相模原市立高齢者デイサービスセンターを廃止いたしたく提案するものである。

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市中央区清新5丁目3番1号(清新住宅内)
設置年月日	平成9年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート造(清新住宅(地上5階地下1階建)の一部)
延べ床面積	597.69㎡

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市中央区星が丘4丁目9番14号(星が丘住宅内)
設置年月日	平成10年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート造(星が丘住宅(地上4階地下1階建)の一部)
延べ床面積	594.32㎡



## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市南区古淵4丁目24番1号(古淵住宅内)
設置年月日	平成11年4月1日
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造(古淵住宅(地上6階地下1階建)の一部)
延べ床面積	507.63㎡